

## 令和8・9年度入札参加資格者名簿の審査内容及び変更点について

千葉県では、令和8年度・9年度の入札参加資格審査を一部見直します。  
主観的事項については下記のとおりであり、各評価項目の合計点数に、客観点数(経営事項審査の総合評定値)を加算したものが、総合点数となります。

### 1 主観点数(赤字が変更された項目です)

評価項目	概要	点数	変更内容
1 工事成績	基準日前2年以内に工事竣工検査が終了した工事 ① 工事成績平均点から65を減じた値 ② 年間平均県工事完成高に応じて係数を乗じる ③ さらに65を加えて得られる点数	最大155点	【変更なし】
2 技術者数	経営事項審査で申請した資格を有する職員数 1 級技術者5点、1 級技士補4点、基幹技能者3点、 2 級技術者2点	最大60点	【変更なし】
3 安全対策	以下の団体に加入しているとき加算対象工事種の業種に対し加点(各区分について重複は認めない) 【災害】(一社)千葉県建設業協会 【災害】(一社)千葉県電業協会 【災害】(一社)千葉県空調衛生工業協会 【災害】(一社)千葉県造園緑化協会 【災害】(一社)千葉県塗装工業会 【災害】(一社)千葉県上下水道インフラ整備協会 【研修】(一社)千葉県建設業協会 【研修】(一社)千葉県電業協会 【研修】(一社)千葉県空調衛生工業協会 【研修】(一社)千葉県塗装工業会 【研修】(一社)千葉県造園緑化協会 【研修】(一社)千葉県道路舗装協会 【研修】(一社)千葉県窯工業会 【研修】(一社)千葉県上下水道インフラ整備協会 【研修】建設業労働災害防止協会	( )内は加点対象となる業種 (土木・建築) 25点 (電気) 20点 (管) 20点 (造園) 20点 (塗装) 20点 (管) 20点 (土木・建築) 10点 (電気) 10点 (管) 10点 (塗装) 10点 (造園) 10点 (舗装) 10点 (とび) 10点 (管) 10点 (全業種) 10点	【変更なし】
4 品質管理	ISO9000シリーズの認証取得	3点	【変更なし】
5 環境対策	・ISO14001の認証取得 ・エコアクション21の認証取得 (重複する場合はISO14001のみ加点)	(ISO) 3点 (エコ) 2点	【変更なし】
6 障害者雇用	法定雇用率達成又は在宅就業障害者特例報奨金の受給	20点	【変更なし】
7 優良工事等表彰	基準日前2年以内に千葉県優良建設工事等表彰要綱又は千葉県県土整備部難工事表彰要綱に基づく表彰を受けたもの  優良建設工事 1件 10点、難工事 1件 5点	最大20点	【変更あり】
8 企業連携	千葉県入札参加資格者同士の合併・営業譲渡履歴 (県内本店かつ3年以上の建設業営業実績がある者同士)	基準日より過去3年 30点 基準日より過去4～5年 15点	【変更なし】
9 担い手確保	県内に本店を有する者が、以下の項目に該当するとき、それぞれ加点	最大20点	【変更あり】
	【新規卒業者雇用】 基準日前2年以内に新卒者を採用し、かつ継続して雇用している者	1人につき5点 (2人まで)	
	【子育てサポート】 基準日までに、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」又は「トライくるみん認定」)を受けている者、又は同法第12条第4項の規定により、一般事業主行動計画を届け出るよう努めなければならないとされている者であって当該計画を届出している者	5点	
	【女性活躍推進】 基準日までに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(「えるぼし認定」、又は「プラチナえるぼし認定」)を受けている者、又は同法第8条第7項の規定により一般事業主行動計画を届け出るよう努めなければならないとされている者であって当該計画を届出している者	5点	
	【若者の雇用管理】 基準日までに、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定)を受けている者	5点	
	【協力雇用主登録】 基準日までに、保護観察所に協力雇用主として登録されている者	5点	
	【CCUS登録】 基準日までに、建設キャリアアップシステム(CCUS)に事業者登録している者	5点	

2 客観点数 経営事項審査の総合評定値

3 総合点数 主観点数 + 客観点数

4 格付(等級区分)及び等級区分に対する発注金額(発注基準)

入札参加資格申請の審査結果に基づき、工事の種類ごとに発注金額に応じ等級の区分を行い、別途公表します。